

感染症対策指針

介護老人保健施設
カーサビアンしろさと

(はじめに) 感染症対策に関する基本的な考え方

第1条 施設において、感染症や食中毒が発生または蔓延しないよう感染対策指針を定め必要な措置を講ずるための体制を整備し利用者及び職員の安全を確保するための対策を実施する。

(虐感染対策委員会) 感染対策委員会の基本指針

第2条 施設内の感染症（食中毒を含む）の発生や感染拡大を防止するために感染対策委員会を設置する。

(1) 感染対策委員会は、全看護師および各課1名以上の参加の構成とする。

職種	役割
施設長	施設全体の管理
看護職員	感染対策の立案・実施
介護職員	介護現場における感染対策の実施
リハビリ職員	リハビリ提供時の感染対策の実施
管理栄養士	食事提供時の感染対策の実施および感染対策時の栄養管理、食事の提供
支援相談員 介護支援専門員	入所および通所利用者、家族の相談・対応 生活支援
通所職員	サービス提供時の感染対策の実施
居宅介護支援事業所 職員	利用者、家族の相談・対応、生活支援

(2) 感染対策委員会の開催

委員会は、1ヶ月毎に定期開催する。ただし、感染症発生時には、必要に応じ随時開催する。委員会の活動内容は以下の通りとする。

- ① 施設内の具体的な感染対策を策定する。
- ② 施設の指針・マニュアルを整備する。
- ③ 入所者及び通所者の感染症既往歴等の把握に努める。
- ④ 感染症発生時、適切な対応をすると共に各課の職員に指示をする。
- ⑤ その他の必要な事項

(職員研修) 職員研修に関する基本指針

第3条 感染対策の基本的な考え方および具体的な対策について、全職員を対象とし周知徹底を図ることを目的に実施する。研修の種類と内容は以下の通りとする。

- ① 定期的な研修……年2回以上開催、新規入職者への研修。
- ② 必要に応じ随時開催する研修や対応の周知および外部研修への参加。
- ③ 定期的な訓練……年2回以上実施

(平常時の対応)

第4条 施設感染症対策マニュアルおよび予防マニュアルに関する基本指針
施設の感染症マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に努める。各マニュアルは各課共通のものとし整備する。また、職員に周知徹底し必要に応じて見直していくこととする。

(発生時の対応) 感染症発生時の対応に関する基本指針

第5条 施設内で感染症が発生したときには、委員会が中心となり発生の原因究明のため、周辺地域の感染状況の情報を収集・把握し迅速な対応がとれるよう情報管理を行う。報告が義務づけられている感染症については速やかに茨城県・城里町・中央保健所に報告する。

(閲覧) 利用者およびその家族に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

第6条 本紙心は、利用者および家族等の求めに応じいつでも閲覧できるようにする。

(その他) その他感染症対策推進のために必要な事項

第7条 感染対策マニュアルは、最新の知見に対するように定期的な見直し改訂を行う。